

古都保存法緑地管理指針

1 策定の目的

三浦半島地域は、都心からわずかの距離にありながら、三方を海に囲まれ、みどりが多く残る自然環境に恵まれた地域で、神奈川みどり計画（平成 18 年策定）においても「首都圏全体からみても保全すべき自然環境を持つ重要な地域」と位置づけている。

中でも鎌倉市の中心市街地を取り囲む山並みは、歴史的建造物と一体をなすものとして、その枢要な部分が、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）による歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）に指定され、この多くは、現在登録手続きが進められている世界遺産「武家の古都・鎌倉」の構成資産として、重要な位置を占めている。

一方で、特別保存地区内の緑地は、戦後の社会状況等の変化に伴い、大部分が長年放置されたことで荒廃し、住宅に接する急傾斜地では、倒木や土砂崩落の災害が発生している。

そこで、この特別保存地区内の緑地（以下「緑地」という。）について、安全性の確保と景観の保全を図るため、専門家の意見や地形、植生の自然的な遷移状況等を踏まえながら、緑地の管理の視点から、4つのゾーンに区分した管理方針等を、緑地管理指針として策定した。

2 緑地管理の方向性

緑地の管理は、基本的に植生の自然的な遷移を容認しつつ、可能なかぎり安全性の確保を図るとともに、自然的環境としての景観の保全を図ることを目指すものとする。

3 緑地管理指針策定における基本方針

緑地管理の方向性を前提に、次の基本方針により古都保存法緑地管理指針を策定する。

（1）防災対策の最優先

- 住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は、最優先の課題として実施する。
- 工事の施工に当たっては、可能な範囲で景観に配慮して行う。
（県が行う防災対策は、県が管理する緑地を対象とする。）

（2）自然植生への遷移の容認と景観の保全

- 緑地の管理は、全体としては植生の自然的な遷移を容認しつつ、景観を保全しうる緑地として維持管理することを目指すものとする。
- 緑地の維持管理、防災対策及び景観の保全上、特に必要がある場合を除いては、現在の樹林地の状況を大きく変更することは行わない。
（個別具体の樹林地の状況等によっては、必要に応じて、可能な範囲で植生の転換を図ることも考慮する。）

4 ゾーン区分

緑地管理の方向性と基本方針をもとに、緑地管理の視点から、4つのゾーンに区分する。

(1) 防災対策を最優先した緑地管理〔防災管理重点ゾーン〕

隣接する住宅地への防災対策を最優先した管理を行う緑地について、防災管理重点ゾーンとして設定する。

- 防災管理重点ゾーンの条件
 - ・住宅地（市街化区域）等に接している。
 - ・傾斜が30度以上
- 防災管理重点ゾーンの面積 144.2ha



(浄明寺一丁目 土砂崩落状況)



(同所 防災工事实施後)

(2) 歴史的建造物や遺跡等と一体となる緑地景観の保全〔景観配慮ゾーン〕

歴史的建造物や遺跡等と一体となる緑地景観の保全に配慮した管理を行う緑地について、景観配慮ゾーンとして設定する。

- 景観配慮ゾーンの条件
 - 歴史的建造物（寺社）等と一体となる緑地
(特に歴史的風土保存計画に記載されている視点場のうち、寺社からの近景域の緑地)
- 景観配慮ゾーン面積 202.4ha



(鶴岡八幡宮と背後の緑地)



(寿福寺と背後の緑地)

(3) 住民参加による緑地管理と環境学習の場の確保〔住民参加可能ゾーン〕

住民参加による管理活動が可能な緑地について、維持管理作業への住民参加の推進や県民の環境学習の場等としての利活用を目指し、住民参加可能ゾーンとして設定する。

- 住民参加可能ゾーンの条件
 - ・道路等に接している。
 - ・傾斜が15度未満 等
- 住民参加可能ゾーンの面積 31.1ha



(十二所のハイキングコース沿いの竹林)



(扇ガ谷一丁目の手入れされた緑地)

(4) その他緑地の保全を目指した維持管理〔一般管理ゾーン〕

(1)から(3)以外の緑地については、緑地面積を確保するとともに、植生の自然的な遷移を容認しつつ、必要に応じて維持管理を行う、一般管理ゾーンとして設定する。

- 一般管理ゾーンの面積 132.5ha

5 各ゾーンの管理方針等

(1) 基本的な考え方

各ゾーンの緑地の管理方針は、それぞれの地形等の状況に応じ、鎌倉市内の植生の自然的な遷移の状況*1や歴史的な植生の変遷*2、専門家の意見を踏まえて、設定する。

(2) 各ゾーンの管理方針

| ゾーン区分 | 管理方針 | 特記事項 |
|-----------|---|--|
| 防災管理重点ゾーン | <p>住宅地に接する急傾斜地であることから、安全確保を最優先し、防災対策を重点的に実施する。</p> <p>ただし、歴史的風土特別保存地区内であることから、可能な限り景観の保全・再生に配慮した防災対策工法の導入と緑地管理を目指す。</p> | <p>視点場からの借景となる緑地景観に著しい変化を起ささないよう配慮する。</p> <p>大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行なわない。</p> <p>県有地については、県が長期的な防災対策計画を立てて、これに従って防災対策を推進する。</p> |
| 景観配慮ゾーン | <p>歴史的建造物や遺跡等と一体となる緑地景観の保全を優先した管理を行う</p> <p>特に、歴史的風土保存計画に記載される視点場のうち、歴史的建造物である寺社の視点場からの近景域に配慮する。</p> | <p>社寺林では大径のスギ・ヒノキ個体が目立ち、針葉樹独特の美しい樹形を呈しているところもあり、現状の風景維持に配慮し、現状の緑地管理を維持するものとする。</p> <p>社寺林や庭園内の緑地では、モミジ類や花木類を植栽するなど、造園的な管理がなされている場合も多いので、今後ともその管理を継続する。</p> |
| 住民参加可能ゾーン | <p>ボランティア団体や地元住民等と緑地管理者との協働による維持管理を行うことが可能なゾーンとする。</p> <p>環境学習の場としての利用や、協働による歴史的風土の保存を意識した健全な緑地の維持管理を目指す。</p> | <p>景観の保存を優先とし、健全な緑地環境の育成を目指す。</p> <p>視点場からの借景となる緑地景観に著しい変化を起さないように、皆伐や立木密度の著しい変化をきたさないようにする。</p> |
| 一般管理ゾーン | <p>植生の自然的な遷移を容認し、必要に応じ緑地の維持管理を行う。</p> | |

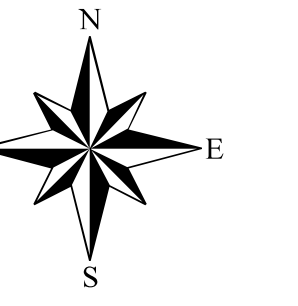
*1 鎌倉市の植生の自然的な遷移の状況

海岸近くはイノダタブ群集、海岸から離れるとヤブコウジースダジイ群集で常緑広葉樹林に遷移。


*2 歴史的な植生の変遷

鎌倉時代の樹林の燃料としての活用によるハゲ山化から近世の農村的土地利用時期のマツや雑木の里山を経て、現在の常緑広葉樹への変遷。






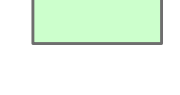
※ 各ゾーンの詳細や樹林の状況等の各ゾーンの具体的な管理方法の事例は資料を参照



1:5,500



管理目標別ゾーニング図(4区分)

-  対象範囲(特別保存地区内樹林地)
-  歴史的風土保存区域
-  1:防災管理重点ゾーン
-  2:歴史的風景管理ゾーン
-  3:住民参加管理ゾーン
-  4:一般管理ゾーン

0 250 500 1,000 1,500 2,000メートル

資料1 管理目標に基づく各ゾーンの選定

1. 防災管理重点ゾーン

(1) 評価軸の設定

土砂災害対策の管理レベルは、対策をとるべき緊急度を評価することで設定する。土砂災害対策の緊急度は、次の要素の有無を判定し、緊急度の重み付けを行う方法で評価する。

次の a, b, c の3つの事項を土砂災害対策管理レベルの評価軸として設定する。

a. 住宅地（市街化区域）または建物（市街化調整区域）に接しているか否か

急傾斜地等の土砂災害の発生の恐れがある土地が、住宅地に接している場合を土砂災害対策が必要なエリアの前提条件であると評価する。

b. 傾斜が30度以上のタイプ別エリアであるか否か

傾斜が30度以上のタイプ別エリアを「土砂災害の対策管理レベルが最も高い」と評価する。

c. 土砂災害対策に関する法令等の区域に含まれているか否か

土砂災害対策の優先度が高い区域として、次の4つの区域を評価する。

- ① 急傾斜地崩壊危険区域
- ② 土砂災害危険箇所（急傾斜地）
- ③ 土石流危険渓流（主流路・氾濫区域・流域）
- ④ 保安林

(2) 土砂災害対策管理レベルの評価

- ・評価Aの判定基準：防災対策を最優先するエリアとして評価する。

⇒ 「住宅地（市街化区域）または建物（市街化調整区域）に接している」かつ「傾斜区分が30度以上」の場合が最も緊急度が高い「A」とする。

- ・評価Bの判定基準：平坦～緩傾斜地であるものの住宅地に接しており、法令等により土砂災害の影響が及ぶ恐れがあるエリアとして評価する。

⇒ 「住宅地（市街化区域）または建物（市街化調整区域）に接している」かつ「傾斜度が30度未満」の場合で、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害危険箇所（急傾斜地）」、「土石流危険渓流（主流路・氾濫区域・流域）」、「保安林」のいずれかに該当する場合は、「B」とする。

表 土砂災害対策管理レベルの評価

| 組合せ番号 | 評価 | 住宅地（市街化区域）または建物（市街化調整区域）に接している：○ 接していない：× ※注）特別緑地保全地区を除く | 傾斜度 30度以上：○ 30度未満：× ※H23年度成果タイプ別エリアのデータ使用 | ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害危険箇所（急傾斜地） ・土石流危険渓流（主流路・氾濫区域・流域） ・保安林 いずれかの区域内である：○ 区域内でない：× |
|-------|----|--|--|--|
| 1 | A | ○ | ○ | ○ |
| 2 | A | ○ | ○ | × |
| 3 | B | ○ | × | ○ |
| 4 | C | ○ | × | × |
| 5 | C | × | ○ | ○ |
| 6 | C | × | ○ | × |
| 7 | C | × | × | ○ |
| 8 | C | × | × | × |

注)特別緑地保全地区:(都市緑地法第12条):都市計画区域内に地域地区として都市計画決定される。土地の開発が規制されることから、市街化区域であっても住宅地になることはない。

2. 景観配慮ゾーン

(1) 歴史的風土保存計画

「鎌倉市および逗子市における歴史的風土保存計画」のうち、景観に関する記載がある「1. 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項」と、「3. 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項」を以下に示す。

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画 (抜粋)

1. 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

(1) 朝比奈地区

本地区の歴史的風土の主体は、朝比奈切通し、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に、金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

(2) 八幡宮地区

本地区の歴史的風土の主体は、鶴岡八幡宮（段葛を含む）を中心とした寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地の形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(3) 大町・材木座地区

本地区の歴史的風土の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、大切岸、宅間ヶ谷やぐら群等の歴史的建築物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地の形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(4) 長谷・極楽寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ガ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、常盤御所跡等の遺跡と一体となる地域の自然景観の保全にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。

(5) 山ノ内地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、東慶寺、明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然環境の保全にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道から展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

3. 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存地区内において、次にあげる基準に該当する地域を、都市計画法第15条の規定により定めるものとする。

(1) 歴史上重要な文化財的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。

(2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。

(2) 歴史的風土の保存対象となる景観と視点場の整理

古都保存法と歴史的風土保存計画の趣旨から、歴史的風土として保存すべき対象は、市街地や道路、寺社の山門等の視点場からの眺望景観であり、本指針が対象とする歴史的風土特別保存地区は、歴史的建造物等の背景となる自然的環境が存在する土地であるといえる。

以上を踏まえ、景観の評価は、歴史的風土保存計画に示されている保存すべき歴史的建造物や遺跡等を望む視点場から、歴史的風土特別保存地区への眺望景観を対象に行なうものとする。

表 歴史的風土保存計画における保存すべき景観とその視点場

| 歴史的風土保存区域の名称 | 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画 | | | 左記の視点場および地物が存在する特別緑地保存地区 | |
|----------------|-----------------------------|---------------------------|--|--|---------------------------|
| | 1. 行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項 | | | | |
| | 保存すべき景観の視点場 | 保存すべき景観 | | | |
| 景観を保存すべき地物 | | 規制の対象となる風景 | | | |
| 朝比奈地区 | 朝比奈切通し | 朝比奈切通し | 左記の地物と一体となる自然的環境 | 朝比奈切通し特別保存地区 | |
| | 光触寺 | 光触寺 | | — | |
| | 明王院 | 明王院 | | 瑞泉寺特別保存地区 | |
| | 金沢八景に通ずる道路沿道(県道204号) | — | | 左記視点場の展望域からの山容及び樹林地に重点を置く | 瑞泉寺特別保存地区 朝比奈切通し特別保存地区 |
| 八幡宮地区 | — | 瑞泉寺※ | 左記の地物を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観。 特に背後山丘に重点を置く。 ※ 瑞泉寺および参道は歴史的風土保存計画に記載が無いが、計画の趣旨からみて保存の対象及び視点場として加えるべきと判断される。 | 瑞泉寺特別保存地区 浄妙寺特別保存地区 永福寺特別保存地区 護良親王墓特別保存地区 建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区 寿福寺特別保存地区 | |
| | 瑞泉寺参道※ | — | | | |
| | — | 大平山 | | | |
| | — | 天園 | | | |
| | — | 天台山 | | | |
| | 浄妙寺 | 浄妙寺 | | | |
| | 永福寺跡 | 永福寺跡 | | | |
| | — | — | | | |
| | — | 鶴岡八幡宮 | | | |
| | 鶴岡八幡宮内参道 | — | | | |
| | 段葛 | 段葛 | | | |
| | — | 鷲峰山 | | | |
| | — | 源氏山 | | | |
| 大町・材木座地区 | 安養院 | 安養院 | 左記の地物と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観 | 妙本寺・衣張山特別保存地区 | |
| | 光明寺 | 光明寺 | | — | |
| | 大切岸 | 大切岸 | | 名越切通し特別保存地区 | |
| | 宅間ヶ谷やぐら群 | 宅間ヶ谷やぐら群 | | 妙本寺・衣張山特別保存地区 | |
| | — | 衣張山 | | 名越切通し特別保存地区 | |
| | 名越切通し | 名越切通し | | 左記地物からの展望域に重点を置く | 妙本寺・衣張山特別保存地区 |
| 長谷・極楽寺地区 | 若宮大路 | 若宮大路 | 左記の地物を含む西部の外周稜線地域 | 極楽寺特別保存地区 | |
| | 極楽寺 | 極楽寺 | | 稲村ヶ崎特別保存地区 | |
| | 稲村ヶ崎 | 稲村ヶ崎 | | 大仏・長谷観音特別保存地区 | |
| | 長谷寺 | 長谷寺 | | | |
| | 大仏 | 大仏 | | | |
| | 大仏切通し | 大仏切通し | | | |
| 北条氏常盤亭跡(常磐御所跡) | 北条氏常盤亭跡(常磐御所跡) | 上記稜線に連なる左記遺跡と一体となる地域の自然景観 | | | |
| 市街地 | — | 鎌倉の市街地からの展望域に重点を置く | — | | |
| 山ノ内地区 | 円覚寺 | 円覚寺 | 左記地物と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然環境の保全 | 円覚寺特別保存地区 | |
| | — | 瑞鹿山 | | | |
| | — | 六国見山 | | 建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区 | |
| | 建長寺 | 建長寺 | | | |
| | 浄智寺 | 浄智寺 | | | |
| | 東慶寺 | 東慶寺 | | | |
| | 明月院 | 明月院 | | | |
| | 円覚寺参道 | — | | | 円覚寺特別保存地区 |
| | — | — | | | |
| | 道路(県道21号) | — | | | |
| — | — | | | | |
| 建長寺参道 | — | 左記展望域の森林美について樹相の維持に重点を置く | 建長寺・浄智寺・八幡宮特別保存地区 | | |
| — | — | | | | |
| 浄智寺参道 | — | | | | |
| — | — | | | | |

(3) 評価軸の設定

歴史的風土の保存対象となる景観の管理レベルは、前項で整理した歴史的風土の保存の趣旨から、保存すべき景観の各視点場からの可視・不可視を評価することで設定する。

なお、歴史的建造物（寺社）と一体の近景域は、樹木の幹や葉の状況がわかる範囲であり、景観に最も配慮した管理が求められると判断されることや、各々の寺社による「保存管理計画」に基づいた管理が行われ、モミジ類や花木類を植栽するなど、造園的管理も行われている場合が多いことから、特別の配慮が必要な範囲であると判断し、この近景域を評価軸に加えるものとする。

1) 保存すべき景観の視点場からの可視領域

「保存すべき景観の視点場からの可視領域」とは、歴史的風土保存計画から整理した「保存すべき景観の視点場」から見えるすべての範囲とする。

a. 可視領域を判定する視点場の選定根拠

歴史的風土保存計画から抽出した「保存すべき景観の視点場」からの可視領域は、古都保存法の趣旨から景観保全への配慮がより重要なエリアであると判断される。このため、可視領域を判定する視点場としてすべての視点を選定した。

b. 視点場位置の設定条件

- ・ポイント：寺社の歴史的建造物を眺望する地点として、山門や鳥居を設定する。
- ・ライン：寺社の参道、道路などのラインを構成している頂点とした。
- ・エリア：エリアの視点場は「市街地」（鎌倉中心市街地）とする。

2) 歴史的建造物（寺社）と一体の近景域

「歴史的建造物（寺社）と一体の近景域」とは、歴史的風土保存計画から整理した「保存すべき景観の視点場」のうち、歴史的建造物（寺社）を視点場として設定し、この視点場から360m以内の見える範囲とする。

(4) 景観管理レベルの評価

評価Aの判定基準：歴史的建造物（寺社）の視点場から樹木のテクスチャーが確認できる範囲における樹木の美観に配慮した管理を目指すことを目標としたエリアとして評価する。

⇒ 歴史的建造物（寺社）の視点場から360m以内の可視領域とする。

評価Bの判定基準：樹林地風景の保存を優先とし、健全な樹林地環境の育成を目指すエリアとして評価する。

⇒ 保存すべき景観の視点場からの可視領域のうち、評価A（近景域）を除く領域とする。

表 歴史的風土の保存対象となる景観の評価

| 組合せ 番号 | 評価 | 保存すべき景観の 視点場からの可視領域 ① | 歴史的建造物（寺社）と 一体の近景域 ② | 中景域・遠景域 + 寺社以外の視点場からの近 景域 ②以外 | 備考 |
|-----------|----|---|--|---|------------------------------------|
| | | 保存すべき景観の視点場 から 可視領域である：○ 可視領域でない：× | 歴史的建造物（寺社）の 視点場から 360m以内の範囲が 可視領域である：○ 可視領域でない：× | | |
| 1 | A | ○ | ○ | × | 歴史的建造物（寺社）と 一体の近景域 |
| 2 | B | ○ | × | ○ | 中景域・遠景域 + 寺社以外の視点場から の近景域 |
| 3 | C | × | × | × | 不可視領域である |
| 4 | - | × | ○ | - | 存在しない組み合わせ |

3. 住民参加可能ゾーン

(1) 評価軸の設定

参加管理活動の可能性については、対象とするエリアへのアクセスの容易性と、活動をするにあたっての容易性と安全性を基準に評価する。

- a. 活動の容易性・安全性：活動の容易性と安全性については、土地の傾斜度を指標に設定する。
- b. アクセス性：道路等の有無で、現地への取り付きやすさ、間伐木の搬出等の容易性を判断する指標とする。

(2) 住民参加の可能性の評価

- ・評価Aの判定基準：住民参加による樹林地の管理活動を行なう優先適地として評価する。
⇒ 傾斜度（タイプ別エリア）が15度未満。かつハイキングコースなどが、横断または接していることを条件とする。
- ・評価Bの判定基準：住民参加の評価「A」の次に、住民参加による樹林地管理活動の適地として評価する。
⇒ 傾斜度（タイプ別エリア）が15度以上30度未満。かつハイキングコースなどが横断または接していることを条件とする。

表 住民参加の可能性の評価

| 組合せ 番号 | 評価 | 活動の容易性・安全性 | アクセス性 |
|-----------|----|--|---|
| | | 傾斜度（タイプ別エリア） 15度未満 : ○ 15度以上30度未満 : △ 30度以上 : × | ・ハイキングコース ・真幅道路※1（道路橋含む） ・徒歩道※2（徒歩橋を含む） が、 横断または接している：○ 横断も接してもいない：× |
| 1 | A | ○ | ○ |
| 2 | B | △ | ○ |
| 3 | C | ○ | × |
| 4 | C | △ | × |
| 5 | C | × | ○ |
| 6 | C | × | × |

注※1) 真幅道路：
鎌倉市都市計画基本図DM5000において、二重線で表示される道路

注※2) 徒歩道：
鎌倉市都市計画基本図DM5000において、破線で表示される道

資料2 各ゾーンに共通する配慮すべき事項

各ゾーンに共通する配慮すべき事項を整理した。

古都保存法に基づく緑地の管理にあたっては、次の欄に示す各事項に配慮する。

■防災対策の最優先：

- ・ 住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は最優先の課題として実施する。

■景観の保全：

- ・ 「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の趣旨から、自然的環境としての景観の保全を原則とし、植生の自然的な遷移を容認しつつ、健全な樹林地として維持管理することを基本とする。
- ・ 古街道の並木、マツ林や薪炭林の植生、巨樹巨木など、歴史上象徴的な樹木や植生がある場合は、保存に配慮する。

■関係法令、既存の関連計画との調整と配慮：

- ・ 森林法、都市計画法、都市緑地法等の法令との調整が必要な箇所については、事前に調整する。
- ・ 歴史的風土特別保存地区だけでなく、保安林や特別緑地保全地区内での伐採や土地形質の変更等は制限がされており、これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要となることに留意する。
- ・ 世界遺産登録に関しての検討と調整が進められているため、実際の管理行為を行う際には、構成資産との整合について担当部局と十分調整を行うとともに、『「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画』（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会）に示される事項に配慮する。

資料3 各ゾーニングの管理方針等

| 管理目標別ゾーニング | | (管理-A) 防災管理重点ゾーン | | | (管理-B) 景観配慮ゾーン | | | (管理-C) 住民参加可能ゾーン | | | (管理-D) 一般管理ゾーン | | | | | | |
|---------------------|-------|--|--------------------------|--------|---|------------|--------|--|------------|-------|--|--------------------------|-------|------|--|--|--------|
| ゾーニングの設定条件 | | ・土砂災害対策管理レベルの評価がAである | | | ・土砂災害対策管理レベルの評価がB、かつ歴史的風土の保存対象となる景観の評価がAまたはBである。 ・土砂災害対策管理レベルの評価がC、かつ歴史的風土の保存対象となる景観の評価がAである。 ・土砂災害対策管理レベルの評価がC、かつ歴史的風土の保存対象となる景観の評価がB、かつ住民参加の可能性の評価がCである。 | | | ・土砂災害対策管理レベルの評価がC、かつ歴史的風土の保存対象となる景観の評価がBまたはC、かつ住民参加の可能性の評価がAまたはBである | | | ・土砂災害対策管理レベルの評価がB、かつ歴史的風土の保存対象となる景観の評価がCである ・土砂災害対策管理レベルの評価がC、かつ歴史的風土の保存対象となる景観の評価がC、かつ住民参加の可能性の評価がCである | | | | | | |
| 傾斜度 | | 30度以上 | | | 傾斜度はすべてのタイプ有。 ただし、30度以上のエリアは住宅地に接していない。 | | | 30度未満 | | | 傾斜度はすべてのタイプ有。 ただし、30度以上のエリアは住宅地に接していない。 | | | | | | |
| 管理方針 | | 住宅地に接する急傾斜地であることから、安全確保を最優先し、防災対策を重点的に実施する。ただし、歴史的風土特別保存地区内であることから、可能な限り景観の保全・再生に配慮した防災対策工法の導入と樹林管理を目指す。 | | | 歴史的建造物や遺跡等と一体となる樹林地景観の保全を優先した管理を行なう。特に、歴史的風土保存計画に記載される視点場のうち、歴史的建造物である寺社の視点場からの近景域に配慮する。 | | | ボランティア団体や地元住民等と緑地管理者との協働による維持管理を行うことが可能なゾーンとする。 環境学習の場としての利用や、協働による歴史的風土の保存を意識した健全な樹林地の維持管理を目指す。 | | | 管理目標別ゾーンA～Cのいずれにも属さないゾーンとする。 植生の自然的な遷移を促し、樹林地の保全に努める。 | | | | | | |
| 特記事項 | | <p>■歴史的建造物（寺社）と一体の近景域 （近景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価A）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策工事にあたっては、歴史的建造物（寺社）と一体の近景域の樹林地景観の保全に配慮する。 ・史跡ごとに定められている「保存管理計画」における植生管理の方法と、齟齬が生じないように配慮する。 ・社寺林では大径のスギ・ヒノキ個体が目立ち、針葉樹独特の美しい樹形を呈しているところもある。このような場合は、現状の風景維持に配慮し、現状の緑地管理を維持するものとする。 ・社寺林や庭園内の緑地では、モミジ類や花木類を植栽するなど、造園的な管理がなされている場合も多いので、今後ともその管理を継続するものとする。 <p>■保存すべき景観の視点場からの可視領域 （中遠景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上やむを得ないときを除き、視点場からの借景となる緑地景観に著しい変化を起こさないよう配慮する。 ・同様の趣旨から、大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行なわない。 <p>■県有地における防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県所有地については、県が長期的な防災対策計画を立てて、これに従って防災対策を推進する。 | | | <p>■歴史的建造物（寺社）と一体の近景域 （近景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価A）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡ごとに定められている「保存管理計画」における植生管理の方法と、齟齬が生じないように配慮する。 ・社寺林では大径のスギ・ヒノキ個体が目立ち、針葉樹独特の美しい樹形を呈しているところもある。このような場合は、現状の風景維持に配慮し、現状の樹林地管理を維持するものとする。 ・社寺林や庭園内の緑地では、モミジ類や花木類を植栽するなど、造園的な管理がなされている場合も多いので、今後ともその管理を継続するものとする。 <p>■保存すべき景観の視点場からの可視領域 （中遠景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地景観の保全・再生を優先とし、健全な樹林地環境の育成を目指す。 ・視点場からの借景となる樹林地景観に著しい変化を起こさないように、皆伐や立木密度の著しい変化をきたさないようにする。 ・同様の趣旨から、大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行なわない。 <p>■傾斜度30度未満の住宅地に接する急傾斜地崩壊危険区域・保安林等 （防災配慮型：土砂災害対策管理レベルの評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観配慮ゾーンの管理方針と上記の特記事項を前提とする。 ・現地の状況を確認し、土砂災害の危険があると判断される場合には、防災対策を優先する。 ・防災対策工事にあたっては、歴史的風景の保全に配慮する。 | | | <p>■傾斜度15度未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による樹林地の維持管理活動を行なう優先適地とする。 <p>■傾斜度15度以上30度未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の安全に配慮し、樹林地維持管理技術の熟度に応じた活動場所の選定を行なう。 <p>■保存すべき景観の視点場からの可視領域 （中遠景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の事項を踏まえて、住民参加管理ゾーンの管理目標と両立できる管理手法を選択する。 ・樹林地景観の保存を優先とし、健全な樹林地環境の育成を目指す。 ・視点場からの借景となる樹林地景観に著しい変化を起こさないように、皆伐や立木密度の著しい変化をきたさないようにする。 ・同様の趣旨から、大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行なわない。 <p>■県有地における住民参加による樹林地管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理活動のイベントの開催・参加活動プログラムの作成等を別途検討する。 | | | <p>■傾斜度30度未満の住宅地に接する急傾斜地崩壊危険区域・保安林等 （防災配慮型：土砂災害対策管理レベルの評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は県が所有する緑地を対象として、必要に応じて随時防災対策を実施する。 | | | | | | |
| 共通重要事項 | | <p>■防災対策の最優先：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は最優先の課題として実施する。 <p>■景観の保全：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の趣旨から、自然的環境としての景観の保全を原則とし、植生の自然的な遷移を容認しつつ、健全な森林として維持管理することを基本とする。 ・古街道の並木、マツ林や新炭林の植生、巨樹巨木など、歴史上象徴的な樹木や植生がある場合は、検討のうえ保存または再生に配慮する。 <p>■関係法令、既存の関連計画との調整と配慮：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法、都市計画法、都市緑地法等の法令との調整が必要な箇所については、事前に調整する。 ・歴史的風土特別保存地区だけでなく、保安林や特別緑地保全地区内での伐採や土地形質の変更等は制限がされており、これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要となることに留意する。 ・世界遺産登録に関する検討と調整が進められているため、実際の管理行為を行う際には、構成資産との整合について担当部局と十分調整を行うとともに、『「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画』（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会）に示される事項に配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況林相 | 生育状況 | 緑地管理ゾーニング | 目標林相 | 面積:ha | 緑地管理ゾーニング | 目標林相 | 面積:ha | 緑地管理ゾーニング | 目標林相 | 面積:ha | 緑地管理ゾーニング | 目標林相 | 面積:ha | | | | |
| 広葉樹林 (林相-10) | 1 優良林 | A10 (防災-広葉樹ゾーン) | 広葉樹林 | 125.45 | B10 (歴風-広葉樹ゾーン) | 広葉樹林 | 167.87 | C10 (住民参加-広葉樹ゾーン) | 広葉樹林 | 22.89 | D10 (一般-広葉樹ゾーン) | 広葉樹林 | 94.97 | | | | |
| | 2 普通林 | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | | | | | | |
| | 3 不良林 | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | | | | | | |
| スギ・ヒノキ植林 (林相-20) | 1 優良林 | A20 (防災-植林ゾーン) | ○スギ・ヒノキ植林 ○針広多層林⇒広葉樹林 | 12.62 | B20 (歴風-植林ゾーン) | スギ・ヒノキ植林 | 29.79 | C20 (住民参加-植林ゾーン) | スギ・ヒノキ植林 | 7.41 | D20 (一般-植林ゾーン) | ○スギ・ヒノキ植林 ○針広多層林⇒広葉樹林 | 34.01 | | | | |
| | 2 普通林 | | 針広多層林⇒広葉樹林 | | | 針広多層林⇒広葉樹林 | | | 針広多層林⇒広葉樹林 | | | | | | | | |
| | 3 不良林 | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | | | | | | |
| 竹林 (林相-30) | 1 優良林 | A30 (防災-竹林ゾーン) | 広葉樹林 | 6.15 | B30 (歴風-竹林ゾーン) | 竹林 | 4.73 | C30 (住民参加-竹林ゾーン) | 竹林 | 0.81 | D30 (一般-竹林ゾーン) | 竹林 | 3.48 | | | | |
| | 2 普通林 | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | | | | | | |
| | 3 不良林 | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | 広葉樹林 | | | | | | | | |
| マツ林 (林相-40) | 1 優良林 | A40 (防災-マツ林ゾーン) | ○マツ林 | 0.01 | B40 (歴風-マツ林ゾーン) | ○マツ林 | 0.04 | C40 (住民参加-マツ林ゾーン) | マツ林 | 0.02 | D40 (一般-マツ林ゾーン) | ○マツ林 | 0.02 | | | | |
| | 2 普通林 | | ○広葉樹林 | | | ○広葉樹林 | | | ○広葉樹林 | | | | | | | | |
| | 3 不良林 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理目標別面積合計 : ha | | 管理-A | | | 144.23 | 管理-B | | | 202.42 | 管理-C | | | 31.14 | 管理-D | | | 132.48 |

| | | | | |
|-----------|--------|------------|---|--|
| 緑地管理ゾーニング | 樹林地の現況 | 管理目標別ゾーニング | (管理-A) 防災管理重点ゾーン | |
| | | 管理方針 | 住宅地に接する急傾斜地であることから、安全確保を最優先し、防災対策を重点的に実施する。ただし、歴史的風土特別保存地区内であることから、可能な限り景観の保全・再生に配慮した防災対策を目指す。 | |
| | | 特記事項 | <p>■歴史的建造物（寺社）と一体の近景域 (近景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価A) ・防災対策工事にあたっては、歴史的建造物（寺社）と一体の近景域の樹林地景観の保全に配慮する。 ・各史跡ごとに定められている「保存管理計画」における植生管理の方法と、齟齬が生じないように配慮する。 ・社寺林では大径のスギ・ヒノキ個体が目立ち、針葉樹独特の美しい樹形を呈しているところもある。このような場合は、現状の風景維持に配慮し、現状の樹林地管理を維持していくものとする。 ・社寺林や庭園内の樹林地では、モミジ類や花木類を植栽するなど、造園的な管理がなされている場合も多いので、今後ともその管理を継続していくものとする。</p> <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■保存すべき景観の視点場からの可視領域 (中遠景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価B) ・防災対策工事にあたっては、樹林地景観の保全に配慮し、健全な樹林地環境の育成を目指す。 ・防災上やむを得ないときを除き、視点場からの借景となる樹林地景観に著しい変化を起こさないように、皆伐や立木密度の著しい変化をきたさないようにする。 ・同様の趣旨から、大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行わない。</p> <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■県有地における防災対策 ・県所有地については、県が長期的な防災対策計画を立てて、これに従って防災対策を推進する。</p> | |
| | | 傾斜度 | 30度以上 | |
| 現況林相 | 生育状況 | 目標林相 | 緑地管理の基本指針 | |

| | | | | |
|--------------------------|-----------------|-------|------|--|
| A10 防災- 広葉樹 ゾーン | 広葉樹林 (林相-10) | 1 優良林 | 広葉樹林 | 現生広葉樹の階層構造を発達させることにより防災機能と景観保全機能の両面の機能を持たせる。将来とも広葉樹林を維持する。斜面の崩壊を防ぐ面から林床へのアズマネザサの混入も許す。 |
| | | 2 普通林 | | |
| | | 3 不良林 | | |

| | | | | |
|-------------------------|---------------------|-------|------------------------------|--|
| A20 防災- 植林 ゾーン | スギ・ヒノキ植林 (林相-20) | 1 優良林 | ○スギ・ヒノキ植林 ○針広多層林 ⇒広葉樹林 | 優良林のスギ・ヒノキの場合は、根が十分張っていることが多いことから、存続を検討する。ただし、存続させるための管理が困難である場合は、樹林の大径木化による倒木などの災害が発生する恐れがあるため、針広混交の多層林から広葉樹林への転換を目指すものとする。広葉樹林への転換を図る場合は、普通林の場合に示す緑地管理の基本指針に準じる。 |
| | | 2 普通林 | 針広多層林⇒ 広葉樹林 | 針葉樹の下に適度に広葉樹を導入し、階層構造を発達させることにより防災機能・景観保全機能の両面の機能を持たせる。将来的には広葉樹林への転換を目指す。林床のアズマネザサ残置も可とする。 |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 天然力により生育した広葉樹林へと誘導し、防災機能および景観保全機能を高めることを目標とする。林床のアズマネザサ残置も可とする。 |

| | | | | |
|-------------------------|---------------|-------|------|---|
| A30 防災- 竹林 ゾーン | 竹林 (林相-30) | 1 優良林 | 広葉樹林 | 急傾斜地の竹林は、生育時には表土の保持力が強く表土維持に役立つが、枯れると保持力をなくし、むしろかたまりでの斜面崩壊の原因となりやすくなる。広葉樹林への転換を目指す。 |
| | | 2 普通林 | | |
| | | 3 不良林 | | |

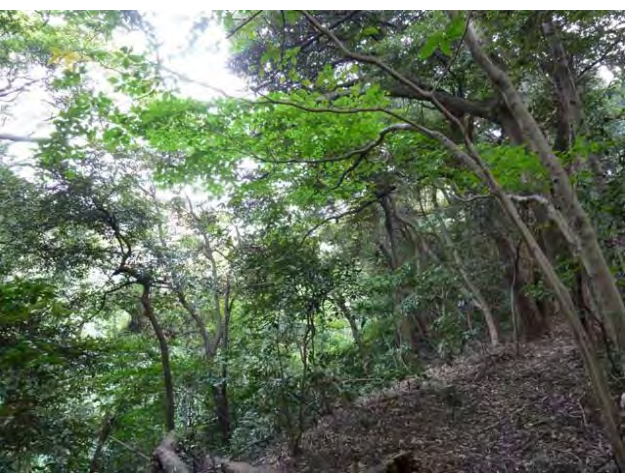
| | | | | |
|--------------------------|----------------|-------|---------------|--|
| A40 防災- マツ林 ゾーン | マツ林 (林相-40) | 1 優良林 | ○マツ林 ○広葉樹林 | 内陸のアカマツ林が中心の林分である。数本から数十本程度で構成される小さな群落で、多くの広葉樹が入り込んでおりアカマツのみで構成されている林分はほとんどない。(かつてはマツの純林として管理されていたと思われる) 現状を保存維持する。特に管理は行わない。(目標林相は当面「マツ林」だが将来的に「広葉樹林」への変更もありうる) |
| | | 2 普通林 | | |
| | | 3 不良林 | | |

【共通重要事項】

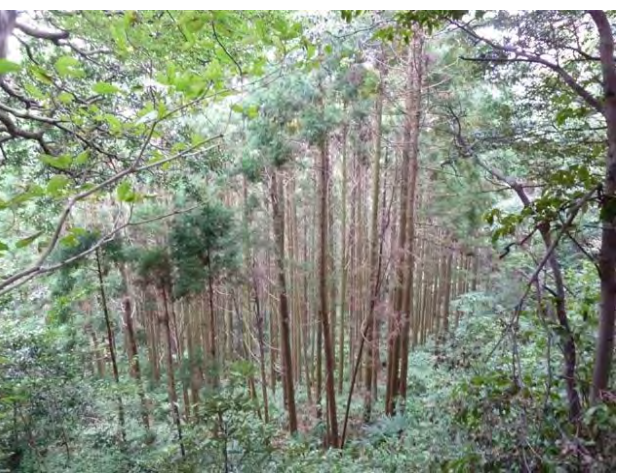
■防災対策の最優先：
・住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は最優先の課題として実施する。

■景観の保全：
・「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の趣旨から、自然的環境としての景観の保全を原則とし、植生の自然的な遷移を容認しつつ、健全な森林として維持管理することを基本とする。
・古街道の並木、マツ林や薪炭林の植生、巨樹巨木など、歴史上象徴的な樹木や植生がある場合は、保存または再生に配慮する。

■関係法令、関連計画との調整と配慮：
・森林法、都市計画法、都市緑地法等の法令との調整が必要な箇所については、事前に調整する。
・歴史的風土特別保存地区だけでなく、保安林や特別緑地保全地区内での伐採や土地形質の変更等は制限がされており、これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要となることに留意する。
・世界遺産登録に関しての検討と調整が進められているため、実際の管理行為を行う際には、構成資産との整合について担当部局と十分調整を行うとともに、『「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画』（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子



■現地写真：A10 防災-広葉樹ゾーン



■現地写真：A20 防災-植林ゾーン

| 緑地管理の初期作業 | 摘要 |
|---|--|
| 現生広葉樹を調査し、浅根性の樹種については枝葉上部を高伐りし、不安定な枝を除去しておく。また、深根性の樹種は残すようにする。 | 歴史的建造物（寺社）と一体の近景域および保存すべき景観の視点場からの可視領域内では、皆伐を行わないこと。 広葉樹林は生育する場所によってその生長に大きな差が出る。このため、長期管理計画の作成にあたっては現地の樹林の生育状況にあわせて適宜調整していくこと。 |
| スギ・ヒノキ植林存続の場合⇒林床の管理(刈り払い・倒木枯損枝の除去・ツル植物の除去など) 針広多層林化の場合⇒植林種の間伐および現生進入広葉樹の把握 | 歴史的建造物（寺社）と一体の近景域および保存すべき景観の視点場からの可視領域内では、皆伐を行わないこと。 |
| 植林種の間伐および現生進入広葉樹の把握 | |
| 不良植林種の伐採および林内広葉樹の把握 | |
| 竹林拡大の防止対策(止根板などの設置。進入された樹林での竹の除去・筍の除去) | 歴史的建造物（寺社）と一体の近景域および保存すべき景観の視点場からの可視領域内では、皆伐を行わないこと。 |
| - | 歴史的建造物（寺社）と一体の近景域および保存すべき景観の視点場からの可視領域内では、皆伐を行わないこと。 |

| | | | | | | |
|---|---------------------|-------|----------------|--|--|--|
| 緑地管理ゾーニング | 樹林地の現況 | | 管理目標ゾーニング | 管理-B 景観配慮ゾーン | | |
| | | | 管理方針 | 歴史的建造物や遺跡等と一体となる樹林地景観の保全を優先した管理を行なう。特に、歴史的風土保存計画に記載される視点場のうち、歴史的建造物である寺社の視点場からの近景域に配慮する。 | | |
| | | | 特記事項 | <p>■歴史的建造物（寺社）と一体の近景域 （近景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価A）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各史跡ごとに定められている「保存管理計画」における植生管理の方法と、齟齬が生じないように配慮すること。 社寺林では大径のスギ・ヒノキ個体が目立ち、針葉樹独特の美しい樹形を呈しているところもある。このような場合は、現状の風景維持に配慮し、現状の樹林地管理を維持していただくものとする。 社寺林や庭園内の樹林地では、モミジ類や花木類を植栽するなど、造園的な管理がなされている場合も多いので、今後ともその管理を継続していただくものとする。 <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■保存すべき景観の視点場からの可視領域 （中遠景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹林地景観の保全・再生を優先とし、健全な樹林地環境の育成を目指す。 視点場からの借景となる樹林地景観に著しい変化を起こさないように、皆伐や立木密度の著しい変化をきたさないようにする。 同様の趣旨から、大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行わない。 <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■傾斜度30度未満の住宅地に接する急傾斜地崩壊危険区域・保安林等 （防災配慮型：土砂災害対策管理レベルの評価B）</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観配慮ゾーンの管理目標と上記の特記事項を前提とする。 現地の状況を確認し、土砂災害の危険があると判断される場合には、防災対策を優先する。 防災対策工事にあたっては、歴史的風景の保全に配慮する。 <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■県有地における防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有緑地を対象として、必要に応じて随時防災対策を実施する。 | | |
| | | | 傾斜度 | 傾斜度はすべてのタイプ有。ただし、30度以上のエリアは住宅地に接していない。 | | |
| ※優良林・普通林・不良林の区別は、別添の「現況樹林生育状況判断基準」に基づいて、現地にて判定する。 | | | | | | |
| 現況林相 | 生育状況 | 目標林相 | 緑地管理の基本指針 | | | |
| B10 歴風- 広葉樹 ゾーン | 広葉樹林 (林相-10) | 1 優良林 | 広葉樹林 | 広葉樹林として、林地保全機能を発揮させることを目標とする。遷移に任せると次第に常緑広葉樹林へと移行するので、花木や紅葉木などの景観木や針葉樹の大径木なども残しながら管理する。（ただし、尾根筋は常緑樹を優先して残す。） | | |
| | | 2 普通林 | 広葉樹林 | 混生する広葉樹の中から残置育成する主木を選び、これらを保全することを主目標とする。階層構造を発達させ、将来にわたり永続的な広葉樹林として存続させていく。森林生態系機能の維持を優先させるが、必要に応じて薪炭林等の機能を持たせることも可とする。 | | |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 広葉樹個々の個体が貧弱である場合が多いので、個体ごとに残置か伐採かを検討し樹林全体の健全化を目標とする。併せて、林床植物も含めた森林生態系の多様性向上を目標とする。 | | |
| B20 歴風- 植林 ゾーン | スギ・ヒノキ植林 (林相-20) | 1 優良林 | スギ・ヒノキ植林 | 木材生産の場としてのスギ・ヒノキ植林の存続は厳しい状況にある。優良なスギヒノキ林は存続を図り、群落景観の向上や、周囲の広葉樹林の中の点景的な要素としての針葉樹の美林形成を図ってゆくことを目標とする。 | | |
| | | 2 普通林 | 針広多層林⇒ 広葉樹林 | 木材生産の場としての存続は厳しい状況にある。このため、スギ・ヒノキの下に広葉樹を育成または導入し、階層構造を発達させて林地保全の機能を持たせていく。針広混交多層林のあとに、将来的には広葉樹林への転換を図る。 | | |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 天然力により生育した広葉樹林へと誘導し、林地保全機能の多様性を高めることを目標とする。倒木や劣化個体は伐採除去する。林床のアズマネザサ残置は可とする。 | | |
| B30 歴風- 竹林 ゾーン | 竹林 (林相-30) | 1 優良林 | 竹林 | 竹林として筍採集のほか竹材の採集地として利用している、あるいはその潜在的可能性がある場所。竹材の採集には「毎年伐竹」「隔年伐竹」「3～4年目伐竹」などの方法がある。伐竹は10～12月が適期。優良竹林は竹の太さで決まり、マダケ林で最大目通り周30cm以上、モウソウチク林で45cm以上を目安とする。竹林の林相を維持する管理を行う。 | | |
| | | 2 普通林 | 広葉樹林 | 竹林が放置されて長期無伐竹林となったところ。または、隣接する広葉樹林やスギ・ヒノキ植林等へ侵入し、竹の生育がよい状態の群落など。広葉樹林への転換を目指す。 | | |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 長期無伐竹林として放置され林内に倒木の目立つ竹林。あるいは、竹の密生により群落内に無立木地が発生している竹林。竹の個体が貧弱である場合が多い。広葉樹林への転換を目指す。 | | |
| B40 歴風- マツ林 ゾーン | マツ林 (林相-40) | 1 優良林 | ○マツ林 | 内陸のアカマツ林は数本から数十本程度で構成される小さな群落で、多くの広葉樹が入り込んでおりアカマツのみで構成されている林分はほとんどない。（かつてはマツの純林として管理されていたと思われる）現状を保存維持する。特に管理は行わない。（目標林相は当面「マツ林」だが将来的に「広葉樹林」への変更もありうる）。 | | |
| | | 2 普通林 | ○マツ林 | 稲村ガ崎の林分はクロマツである。存続の方向で管理する。 | | |
| | | 3 不良林 | ○広葉樹林 | | | |

| |
|--|
| <p>【共通重要事項】</p> <p>■防災対策の最優先： ・住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は最優先の課題として実施する。</p> <p>■景観の保全： ・「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の趣旨から、自然的環境としての景観の保全を原則とし、植生の自然的な遷移を容認しつつ、健全な森林として維持管理することを基本とする。 ・古街道の並木、マツ林や薪炭林の植生、巨樹巨木など、歴史上象徴的な樹木や植生がある場合は、検討のうえ保存または再生に配慮する。</p> <p>■関係法令、関連計画との調整と配慮： ・森林法、都市計画法、都市緑地法等の法令との調整が必要な箇所については、事前に調整する。 ・歴史的風土特別保存地区だけでなく、保安林や特別緑地保全地区内での伐採や土地形質の変更等は制限がされており、これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要となることに留意する。 ・世界遺産登録に関しての検討と調整が進められているため、実際の管理行為を行う際には、構成資産との整合について担当部局と十分調整を行うとともに、『「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画』（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会）に示される事項に配慮する。</p> |
|--|



■現地写真：B10 歴風-広葉樹ゾーン



■現地写真：B30 歴風-竹林ゾーン

| 緑地管理の初期作業 | | 摘要 |
|---|--|---|
| 現生広葉樹を調査し、不安定な枝を除去しておく。また、深根性の樹種は残すようにする。尾根筋には常緑樹を優先して残すようにする | | 現生の落葉広葉樹の下にはアズマネザサが入り込んでいるので、樹木の生育を阻害するほど密生した場所についてはアズマネザサの刈払を実施する。 皆伐を行わないこと。 |
| 現生広葉樹を調査し、主木の候補となる樹木を把握しておく。 | | |
| 現生広葉樹を調査し、残置の対象となる樹木を把握しておく。 | | |
| 林床の管理(刈り払い・倒木枯損枝の除去・ツル植物の除去など) | | 皆伐を行わないこと。 |
| 植林種の間伐および現生進入広葉樹の把握 | | |
| 不良植林種の伐採および林内広葉樹の把握 | | |
| 適正生育密度の維持管理と発生した筍の存続調整 | | 皆伐を行わないこと。 |
| 竹林拡大の防止対策(止根板などの設置。進入された樹林での竹の除去・筍の除去) | | |
| 倒木・枯損木の除去。できるならば根系までの除去が望ましい | | |
| 枯損枝の除去および後継樹の育成 | | 皆伐を行わないこと。 |

| | | | | | |
|-----------|--------|--|-----------|---|--|
| 緑地管理ゾーニング | 樹林地の現況 | | 管理目標ゾーニング | （管理-C） 住民参加可能ゾーン | |
| | | | 管理方針 | ボランティア団体や地元住民等と緑地管理者との協働による維持管理を行うことが可能なゾーンとする。 環境学習の場としての利用や、歴史的風土の保存を意識した協働による健全な樹林地の維持管理を目指す。 | |
| | | | 特記事項 | <p>■傾斜度15度未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による樹林地の維持管理活動を行なう優先適地とする。 <p>■傾斜度15度以上30度未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の安全に配慮し、樹林地維持管理技術の熟度に応じた活動場所の選定を行なう。 <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照</p> <p>■保存すべき景観の視点場からの可視領域 (中遠景配慮型：歴史的風土の保存対象となる景観の評価B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の事項を踏まえて、住民参加管理ゾーンの管理目標と両立できる管理手法を選択する。 ・樹林地景観の保存を優先とし、健全な樹林地環境の育成を目指す。 ・視点場からの借景となる樹林地景観に著しい変化を起こさないように、皆伐や立木密度の著しい変化をきたさないようにする。 ・同様の趣旨から、大量の植栽による樹種転換により、植生の相観を急激に変えることは行わない。 <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■県有地における住民参加による樹林地管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理活動のイベントの開催・参加活動プログラムの作成等を別途検討し、推進する。 <p>■県有地における防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は県が所有する緑地を対象として、必要に応じて随時防災対策を実施する。 | |
| | | | 傾斜度 | 30度未満 | |

※優良林・普通林・不良林の区別は、別添の「現況樹林生育状況判断基準」に基づいて、現地にて判定する。

| 現況林相 | 生育状況 | 目標林相 | 緑地管理の基本指針 |
|----------------------------|-------|------------|--|
| C10 住民参加 -広葉樹 ゾーン | 1 優良林 | 広葉樹林 | 広葉樹林として、林地保全機能を発揮させることを目標とする。原則として、遷移に任せる。 |
| | 2 普通林 | 広葉樹林 | 混生する広葉樹の中から残置育成する主木を選び、これらを保全することを主目標とする。階層構造を発達させることにより景観保全機能・林地保全機能を持たせる。 |
| | 3 不良林 | 広葉樹林 | 混生した広葉樹の個々の個体が貧弱である場合が多いので、個体ごとに残置か伐採かを検討し、樹林として健全なものとするを目標とする。併せて、森林生態系の多様性を高めることも目標とする。 |
| C20 住民参加 -植林 ゾーン | 1 優良林 | スギ・ヒノキ植林 | 木材生産の場としてのスギ・ヒノキ植林の存続は厳しい状況にあるが優良なスギヒノキ林は存続を図り、群落景観の向上や、周囲の広葉樹林の中の点景的な要素としての針葉樹の美林形成を図ってゆくことを目標とする。 |
| | 2 普通林 | 針広多層林⇒広葉樹林 | 木材生産の場としてのスギ・ヒノキ植林の存続は厳しい状況にある。このため、針葉樹の下に広葉樹を育成または導入し、階層構造を発達させて林地保全の機能を持たせていく。林床植物の育成や下枝(下部)の除去などで住民の力を活用し、将来的には広葉樹林の育成管理を目指していく。 |
| | 3 不良林 | 広葉樹林 | 天然力により生育した広葉樹林へと誘導し、林地保全機能の多様性を高めることを目標とする。倒木や劣化個体は伐採除去する(専門家による)。林床のアズマネザサ残置は可とする。 |
| C30 住民参加 -竹林 ゾーン | 1 優良林 | 竹林 | 竹林として筍採集のほか竹材の採集地として利用している、あるいはその潜在的可能性がある場所。竹材の採集には「毎年伐竹」「隔年伐竹」「3~4年目伐竹」などの方法がある。伐竹は10~12月が適期。優良竹林は竹の太さで決まり、マダケ林で最大目通り周30cm以上、モウソウチク林で45cm以上を目安とする。竹林の林相を維持する管理を行う。 |
| | 2 普通林 | 広葉樹林 | 竹林が放置されて長期無伐竹林となったところ。または、隣接する広葉樹林やスギ・ヒノキ植林等へ侵入し、竹の生育がよい状態の群落など。広葉樹林への転換を目指す。 |
| | 3 不良林 | 広葉樹林 | 長期無伐竹林として放置され林内に倒木の目立つ竹林。あるいは、竹の密生により群落内に無立木地が発生している竹林。竹の個体が貧弱である場合が多い。広葉樹林への転換を目指す。 |
| C40 住民参加 -マツ林 ゾーン | 1 | マツ林 | 内陸のアカマツ林は小さい群落で広葉樹の混入が目立つ。現況群落の健全再生は難しいため、かつての里山景観としてのアカマツ林を再現するには実生からが望ましい。従って、現状を保存しつつ林床のマツの実生個体を保全・育成してゆく。管理は林床整理を中心とする。林床への陽光確保のため部分的にギャップを作るなどして林床のアカマツ幼木を育成し健全なアカマツ林の創出につなげる。稲村ガ崎の林分はクロマツである。存続の方向で管理する。 |
| | 2 | | |
| | 3 | | |

| |
|--|
| <p>【共通重要事項】</p> <p>■防災対策の最優先： ・住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は最優先の課題として実施する。</p> <p>■景観の保全： ・「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の趣旨から、自然的環境としての景観の保全を原則とし、植生の自然的な遷移を容認しつつ、健全な森林として維持管理することを基本とする。 ・古街道の並木、マツ林や薪炭林の植生、巨樹巨木など、歴史上象徴的な樹木や植生がある場合は、検討のうえ保存または再生に配慮する。</p> <p>■関係法令、関連計画との調整と配慮： ・森林法、都市計画法、都市緑地法等の法令との調整が必要な箇所については、事前に調整する。 ・歴史的風土特別保存地区だけでなく、保安林や特別緑地保全地区内での伐採や土地形質の変更等は制限がされており、これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要となることに留意する。 ・世界遺産登録に関しての検討と調整が進められているため、実際の管理行為を行う際には、構成資産との整合について担当部局と十分調整を行うとともに、『「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画』（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会）に示される事項に配慮する。</p> |
|--|



■現地写真：C20住民参加-植林ゾーン



■現地写真：C30住民参加-竹林ゾーン

| 緑地管理の初期作業 | 摘要 |
|---|---|
| - | <p>なお、現生の落葉広葉樹の下にはアズマネザサが入り込んでいるので、樹木の生育を阻害するほど密生した場所についてはアズマネザサの刈払を実施する。</p> <p>保存すべき景観の視点場からの可視領域では皆伐は行わないこと。</p> |
| 現生広葉樹を調査し、主木の候補となる樹木を把握しておく。 | |
| 現生広葉樹を調査し、残置の対象となる樹木を把握しておく。 | |
| 林床の管理(刈り払い・倒木枯損枝の除去・ツル植物の除去など) | <p>保存すべき景観の視点場からの可視領域では皆伐は行わないこと。</p> |
| 植林種の間伐および現生進入広葉樹の把握 | |
| 不良植林種の伐採および林内広葉樹の把握 | |
| 適正生育密度の維持管理と発生した筍の存続調整 | <p>保存すべき景観の視点場からの可視領域では皆伐は行わないこと。</p> |
| 竹林拡大の防止対策(止根板などの設置。進入された樹林での竹の除去・筍の除去) | |
| 皆伐または倒木・枯損木の除去。 できるならば根系までの除去が望ましい。広葉樹の植樹。 | |
| 枯損枝の除去および後継樹の育成 | <p>保存すべき景観の視点場からの可視領域では皆伐は行わないこと。</p> |

| | | | | |
|--------------------------|---------------------|---|---|---|
| 緑地管理ゾーニング | 樹林地の現況 | 管理目標ゾーニング | 管理-D 一般管理ゾーン | |
| | | 管理方針 | 管理目標別ゾーンA～Cのいずれにも属さないゾーンとする。植生の自然的な遷移を促し、樹林地の保全に努める。 | |
| | | 特記事項 | <p>■傾斜度30度未満の住宅地に接する急傾斜地崩壊危険区域・保安林等（防災配慮型：土砂災害対策管理レベルの評価B）</p> <p>・現地の状況を確認し、土砂災害の危険があると判断される場合には、防災対策を優先する。</p> <p>※対象範囲は「管理目標別ゾーニング図」を参照。</p> <p>■県有地における防災対策</p> <p>・県有緑地を対象として、必要に応じて随時防災対策を実施する。</p> | |
| | | 傾斜度 | 傾斜度はすべてのタイプ有。ただし、30度以上のエリアは住宅地に接していない。 | |
| | | ※優良林・普通林・不良林の区別は、別添の「現況樹林生育状況判断基準」に基づいて、現地にて判定する。 | | |
| 現況林相 | 生育状況 | 目標林相 | 緑地管理の基本指針 | |
| D10 一般- 広葉樹 ゾーン | 広葉樹林 (林相-10) | 1 優良林 | 広葉樹林 | 広葉樹林として、林地保全機能を発揮させることを目標とする。原則として、遷移に任せる。 |
| | | 2 普通林 | 広葉樹林 | 混生する広葉樹の中から残置育成する主木を選び、これらを保全することを主目標とする。階層構造を発達させ、将来にわたり持続的な広葉樹林として存続させていく。森林生態系機能の維持を優先させるが、必要に応じて薪炭林等の機能を持たせることも可とする。 |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 混生した広葉樹の個々の個体が貧弱である場合が多いので、個体ごとに残置か伐採かを検討し、樹林として健全なものであることを目標とする。併せて、林地保全機能を高めることも目標とする。 |
| D20 一般- 植林 ゾーン | スギ・ヒノキ植林 (林相-20) | 1 優良林 | ○スギ・ヒノキ植林 ○針広多層林 ⇒広葉樹林 | 優良林のスギ・ヒノキの場合は、根が十分張っていることが多いことから、存続を検討する。ただし、存続させるための管理が困難である場合は、樹林環境の荒廃が予測されるため、針広混交の多層林から広葉樹林への転換を目指すものとする。広葉樹林への転換を図る場合は、普通林の場合に示す緑地管理の基本指針に準じる。 |
| | | 2 普通林 | 針広多層林⇒ 広葉樹林 | 木材生産の場としてのスギ・ヒノキ植林の存続は厳しい状況にある。このため、針葉樹の下に広葉樹を育成または導入し、階層構造を発達させて林地保全の機能を持たせていく。針広多層林のあと将来的には広葉樹林への転換を図る。 |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 天然力により生育した広葉樹林へと誘導し、林地保全機能の多様性を高めることを目標とする。倒木や劣化個体は伐採除去する。林床のアズマネザサ残置は可とする。 |
| D30 一般- 竹林 ゾーン | 竹林 (林相-30) | 1 優良林 | 竹林 | 竹林として筍採集のほか竹材の採集地として利用している、あるいはその潜在的可能性がある場所。竹材の採集には「毎年伐竹」「隔年伐竹」「3～4年目伐竹」などの方法がある。伐竹は10～12月が適期。優良竹林は竹の太さで決まり、マダケ林で最大目通り周30cm以上、モウソウテック林で45cm以上を目安とする。竹林の林相を維持する管理を行う。 |
| | | 2 普通林 | 竹林 | 竹林として筍採集のほか竹材の採集地の利用がある、またはその潜在的可能性がある場所。優良竹林への改善をめざす（優良竹：マダケで最大目通り周30cm以上、モウソウテックで45cm以上が目安）。竹林の林相を維持していく管理を行う。 |
| | | 3 不良林 | 広葉樹林 | 長期無伐竹林として放置され林内に倒木の目立つ竹林。あるいは、竹の密生により群落内に無立木地が発生している竹林。竹の個体が貧弱である場合が多い。定期的な抜開により、広葉樹林への転換を目指す。 |
| D40 一般- マツ林 ゾーン | マツ林 (林相-40) | 1 優良林 | ○マツ林 | 内陸のアカマツ林は小さい群落で広葉樹の混入が目立つ。現況群落の健全維持および再生は難しい。広葉樹林化の遷移に任ず。稲村ガ崎に極少量のクロマツ林があるが、この林分は険しい地形上に位置するので、こちらも自然任せ。 |
| | | 2 普通林 | ○マツ林 | |
| | | 3 不良林 | ○広葉樹林 | |

【共通重要事項】

- 防災対策の最優先：
 - ・住民等の生命財産を守る必要性から、緑地における必要な防災対策は最優先の課題として実施する。
- 景観の保全：
 - ・「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の趣旨から、自然的環境としての景観の保全を原則とし、これに基づき植生の自然的な遷移を促し、健全な森林として維持管理することを基本とする。
 - ・古街道の並木、マツ林や薪炭林の植生、巨樹巨木など、歴史上象徴的な樹木や植生がある場合は、検討のうえ保存または再生に配慮する。
- 関係法令、関連計画との調整と配慮：
 - ・森林法、都市計画法、都市緑地法等の法令との調整が必要な箇所については、事前に調整する。
 - ・歴史的風土特別保存地区だけでなく、保安林や特別緑地保全地区内での伐採や土地形質の変更等は制限がされており、これらの行為を行う場合は、許可や届出が必要となることに留意する。
 - ・世界遺産登録に関しての検討と調整が進められているため、実際の管理行為を行う際には、構成資産との整合について担当部局と十分調整を行うとともに、『「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画』（神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会）に示される事項に配慮する。



■現地写真：D20一般-植林ゾーン



■現地写真：D30一般-竹林ゾーンと植林ゾーンの境界

| 緑地管理の初期作業 | 摘要 |
|---|--|
| - | - |
| 現生広葉樹を調査し、主木の候補となる樹木を把握しておく。 | なお、現生の落葉広葉樹の下にはアズマネザサが入り込んでいるので、樹木の生育を阻害するほど密生した場所についてはアズマネザサの刈払を実施する。 |
| 現生広葉樹を調査し、残置の対象となる樹木を把握しておく。 | |
| スギ・ヒノキ植林存続の場合⇒林床の管理(刈り払い・倒木枯損枝の除去・ツル植物の除去など) 針広多層林化の場合⇒植林種の間伐および現生進入広葉樹の把握 | |
| 植林種の間伐および現生進入広葉樹の把握 | |
| 不良植林種の伐採および林内広葉樹の把握 | |
| 適正生育密度の維持管理と発生した筍の存続調整 | |
| 適正生育密度の維持管理と発生した筍の存続調整 竹林拡大の防止対策(止根板などの設置。進入された樹林での竹の除去・筍の除去) | |
| 皆伐。できるならば根系までの除去が望ましい。広葉樹の植樹。 | |
| - | |

【参考】生育状況の判定基準

現況樹林の「優良林」・「普通林」・「不良林」の3タイプの区分は、次表「生育状況判断基準」に示すとおりとする。

生育状況判断基準

| | 優良林 | 普通林 | 不良林 |
|----------|---|--|--|
| スギ・ヒノキ植林 | ほとんどが1級木で2級木が多少混じっている樹林 (3級木以下はほとんどない) | 1級木と2級木が同じくらいあり、3級木以下のものも見られる樹林 | 1級木は少なく2級木が中心となり、3級木以下のものがかなり見られる樹林 |
| 広葉樹林 | ほとんどが1級木で2級木が多少混じっている樹林 (3級木以下はほとんどない) | 1級木と2級木が同じくらいあり、3級木以下のものも見られる樹林 | 1級木は少なく2級木が中心となり、3級木以下のものがかなり見られる樹林 |
| 竹林 | 立木本数70~90稈/100㎡ 平均目通り周24~27cm 【上等地】 | 立木本数80~110稈/100㎡ 平均目通り周18~21cm 【中等地】 | 立木本数100~150稈/100㎡ 平均目通り周9~12cm 【下等地】 |

参考・出典資料

○スギ・ヒノキ植林と広葉樹林については、「寺崎式樹形級区分」を参考とする。

○竹林については次の出典資料をもとに作成した。

【竹林の現況判断基準の出典根拠資料】

「竹林の整備と利用の手引き」 参考資料1

平成17年3月 香川県環境森林部みどり整備課

寺崎式樹形級区分

| 優勢木 | 林冠の主要構成要素で、上層林冠を構成するもの |
|-----|---|
| 1級木 | 樹冠の発達が隣接木に妨げられることなく、広がりや偏っていないで、幹形にも欠点のないもの |
| 2級木 | 樹冠の発達が隣接木に妨げられ、その生長が偏るか、もしくは幹形が悪いもの |
| a | 暴れ木 |
| b | 樹冠の発達が過弱で、樹幹が細長なもの |
| c | 隣接木に挟まれ、側圧のため生長が偏っているもの |
| d | 幹形が悪く、甚だしく曲がったもの、分岐したもの |
| e | 被害木、病木 |
| 劣勢木 | 林冠の主要構成要素でなく、下層林冠を構成するもの |
| 3級木 | 既に生長が悪くなり育ち遅れとなっているが、まだ被圧されていないもの |
| 4級木 | 被圧状態にあるが、まだ生活を続けているもの |
| 5級木 | 枯死木、病木 |

原典：「寺崎 渡(1928) 実験間伐法要綱, 239pp, 大日本山林会, 東京」